

反社会的勢力への対応に関する基本方針

当社は、金融市場の健全性・公平性の確保及びお客様と従業員の安全確保のために、暴力団、暴力団関係者、総会屋などの反社会的勢力の排除に向けた態勢を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

- 当社は、反社会的勢力との取引を一切行いません。
- 当社は、すでに当社と取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な措置をすみやかに講じます。
- 当社は、反社会的勢力への資金提供は一切行いません。
- 当社は、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事と刑事の両面から法的対応を行います。
- 当社は、反社会的勢力の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築してまいります。

平成23年5月27日制定

平成24年11月30日改定

平成26年10月1日改定

平成26年10月18日改定

平成29年4月8日改定

平成30年3月19日改定

東郷証券株式会社